

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、県政及び県民生活に直接関わる問題について質問させていただきます。

まずは、塩田知事、御当選おめでとうございます。これから、県民の生命と暮らしを守り、向上させていくとともに、新型コロナウイルス感染症に対して万全の対応を行っていただき、県民の期待に応える県政を実現していただくよう心より願っている次第です。

それでは、通告に従って、質問させていただきます。

まず、塩田知事の脱原発の考え方について伺います。

なお、県民投票と川内原発三号機に関する質問については、先週の県民連合柳議員の代表質問と重複するため割愛させていただきます。

初めに、二〇一一年三月十一日に起こった福島第一原発事故から九年六か月を経た現在においても、いまだに事故は収束していません。思い返せば、事故前は全国で五十七基の原発が稼働していましたが、原発事故後二年間は国内全ての原発が止まりました。しかし、電気は十分に供給されました。その後、県民の反対を押し切って、事故後最初に川内原発が再稼働されて以降、規制委員会の新規制基準に合格した原発は十六基となり、そのうち九基が再稼働しました。そして現時点において、テロ対策施設の設置が期限内に間に合わず停止している川内原発のほか、点検中のものもあり、稼働している原発は全国でわずか三基となっています。しかし、再生可能エネルギーの急激な普及により電力供給は維持されており、既に原発に頼らない社会は実現しているとも言える状況です。

一方、今年五月の地方紙の電話世論調査によれば、四十年を超える運転延長に「反対」が五三・八％で、「賛成」の三八・〇％を大きく上回っています。

このような状況の下、塩田知事は、原発立地県の知事として、今任期中に二十年運転延長の可否判断を求められることから、脱原発に向けた基本的考え方を示されています。

そこで伺います。

まず、脱原発への対応について、現在の原子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員構成を見直す理由についてお答えください。

続いて、専門委員会に、原子力政策に批判的な学識経験者も入っていただく、とされていますが、見直しの時期、人選の基準及び選考方法について、具体的にお答えください。

次に、知事はマニフェストの中で、二十年運転延長の可否判断について、県民の生命と暮らしを守ることを判断の基本に置くと述べられており、その一方で、常に事故の発生を念頭に置きとも述べられています。言い換えれば、事故は起こるとの認識だと思えます。したがって、本気で県民の生命と暮らしを守るのであれば、事故を起こす前に廃炉にすることが最も確実な方法です。

そこで伺います。

これまで述べた理由から、知事御自身のマニフェストからは、二十年運転延長は認めないと読み取れますが、知事の見解をお答えください。

続いて、馬毛島の軍事基地化問題について伺います。

去る八月七日、馬毛島における施設整備について、防衛副大臣のほか二名の防衛省幹部が来鹿し、知事と面会されました。その内容は、防衛省側がまとめた資料を基に、中国、北朝鮮、ロシアの脅威を仮想敵国に見立て、南西方面の防衛力の強化と日米同盟の抑止力の強

化などを理由に、お手元に配付した資料一に示すように、馬毛島を丸ごと軍事施設として使用するものです。さらに、資料二に示しますように、馬毛島にありとあらゆる訓練を持ち込む可能性も示されており、国内でも極めて重要な軍事基地となるのは明らかです。それに加えて、米軍空母艦載機の離発着訓練—FCLP—も恒常的に行われるとの計画であり、日米共同の軍事訓練の拠点として使用されることは間違いありません。

このような軍事基地の建設を許してしまえば、貴重な馬毛島の自然や豊かな漁場が失われてしまうととも、種子島住民の健康被害や治安問題も危惧されており、地元住民からは大きな反対の声も上がっています。

そこで伺います。

八月七日の防衛省の説明では、確実に馬毛島全体が軍事基地化されてしまうとありますが、知事の御認識をお答えください。

さらに、今回の説明では、FCLPの恒常的利用についても含まれていますが、そもそも米空母パイロットの資格取得の訓練を馬毛島に持ってくることに、地元住民からは不安や反対の声が上がっています。このことについての知事の見解をお示ください。

次に、現地調査の実施と対応について伺います。

先日の柳議員の代表質問における答弁によれば、今後取得する土地も含めて九九%国有化された状況においては、森林法の趣旨に基づいて現地調査はできないとの答弁でした。これはあまりにも無責任な回答であり、違法に開発された土地を百六十億円という巨額の税金を使って買うものであり、極めて重大な問題と考えます。

そこで、改めて知事に伺います。

県としての現地調査は、平成二十四年十一月を最後に行われていません。したがって、直ちに行うべきは馬毛島の現地調査だと考えますが、知事の見解をお示ください。

また、現地調査を行った結果で違法性が認められた場合は、直ちに原状復旧命令を発出すべきと考えますが、知事の見解をお示ください。

次に、前知事にも求めてきましたが、この馬毛島問題については、明らかに鹿児島県全体の問題であることから、県行政のトップである知事が当事者意識を持つことが非常に重要と考えます。

そこで伺います。

この馬毛島問題については、本県全体が地元であることは明白と考えますが、塩田知事御自身にその認識がおありか、お答えください。

続いて、今、現地で大きな問題となっているのが、海上ボーリング調査の受入れをめぐる問題です。防衛省が予定している海上ボーリング予定箇所は、その多くが好漁場となっています。中でも横瀬地域は、種子島の特産品であるナガラメをはじめ、豊富な魚介類が取れる馬毛島でも最高の漁場であり、地元漁民にとっては死活問題と言っても過言ではありません。したがって、このような重要な問題については慎重かつ丁寧な説明が求められるのは当然です。

ところが、「種子島漁協の理事会において、ボーリング調査に同意した」と、九月十二日の地元紙により報道されました。そしてその三日後の九月十五日には、「調査の受入れ保留を決めた五月以降、防衛省から数回にわたり調査実施を求めるアプローチがあった」との組合長のコメントを地元紙が掲載しました。これが事実であれば、地方自治の根幹を揺るがす大問題です。

そこで伺います。

知事は、調査の受入れ保留を決めた地元漁協の理事に対し、五月以降、防衛省の担当者が直接、数回にわたって個別に調査実施のアプローチを行っていた事実を認識されていたか、

お答えください。

また、知事は、このような防衛省の対応についてどのように考えますか、お答えください。
これで、一回目の質問とさせていただきます。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君)お答え申し上げます。

最初に、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員構成の見直し理由や見直し時期等についてでございます。

専門委員会の委員構成の見直しにつきましては、九州電力の運転期間延長に向けた動向を踏まえながら、今後検討することとしております。

委員の選任につきましては、国や他の原発立地県の委員の選任状況等も参考にしながら、原子力政策に批判的な学識経験者も含め、経験や実績などを総合的に判断して、科学的・技術的見地から意見、助言を頂ける方を選任したいと考えております。

専門委員会におきましては、原子力政策に批判的な学識経験者の方にも入っていただいた上で、様々な観点から、運転期間延長に係る科学的・技術的な検証を徹底的に行っていたきたいと考えております。

次に、川内原発の二十年延長についてでございます。

九州電力が運転期間延長の許可申請を行う場合には、原則四十年との認識の下、特例的な取扱いの可否について、県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会の委員構成を見直した上で、同委員会において、科学的・技術的な検証を徹底的に行い、事業者及び国に対し、厳正な対応を要請してまいりたいと考えております。

また、必要に応じて県民の意向を把握するため、県民投票を実施することとしたいと考えております。

続きまして、馬毛島の自衛隊施設の整備とFCLP訓練の移設についてでございます。

先月来訪されました山本防衛副大臣からは、我が国を取り巻く安全保障環境、馬毛島における施設イメージ、周辺環境への影響などについて御説明があったところでございます。

説明の内容は大まかなものであり、自衛隊施設を整備する安全保障上の必要性や訓練の内容、周辺地域に与える影響などについて十分ではなかったと受け止めており、今後、より具体的な話をお伺いしたいと考えております。

また、国が安全保障上の施策を進めるに当たっては、地域住民の間に不安や懸念が生じないように、国は十分な説明責任を果たす必要があると考えております。

馬毛島につきましては、西之表市長に、今後地元の意見を聞くことなどをお伝えするとともに、国に対しては、県への改めての説明と、地元への丁寧で正確な情報提供を申し入れたところでございます。

今後、国の安全保障に係る方針や訓練内容等を聞くとともに、周辺地域に与える影響などについて地元の意見を聞いた上で、県としての考え方を整理し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○環境林務部長(松下 正君)馬毛島の林地開発地への対応についてでございます。

平成二十四年度に実施した二回の現地調査においては、北部や中央部等の林地開発許可地及びこれらの周辺部において、植生や土地の形状などの調査を行ったところであります。

その結果、許可地外の森林区域であっても、原野に低木がまばらにしか生育していない区域

が広範囲に存在していることや、森林区域とそれ以外の区域が混在している箇所も多いことなどが認められ、許可地の周辺地における抜根や土地の形状の変更等の開発行為の有無について判断するためには、さらに他の許可地等を調査する必要があると考えてきたところであります。

こうした中、林野庁から、国有地は林地開発許可制度の対象外であり、同制度の施行を理由とした立入調査を行うこと及び同制度に基づき復旧を命ずることは、いずれもできない旨の見解が示され、また、防衛省からは、馬毛島の土地の取得状況について、既に登記を完了した土地と、今後確実に取得できる見込みの土地を合わせると、島全体の面積の九九％に達している旨の説明を先般受けたところであり、こうした状況を踏まえると、馬毛島の林地開発に係る立入調査及び復旧命令は事実上、困難になったと考えております。

○企画部長(藤本徳昭君)馬毛島に関する地元の範囲及び海上ボーリング調査についてであります。

県といたしましては、熊毛地域の一市三町を地元として考えてきたところでありますが、国が今回説明を行った南大隅町も含め、幅広く関係自治体の意見を聞きたいと考えております。

県は、当該関係自治体が所在する広域自治体として、国に対しては、県への改めての説明と、地元への丁寧で正確な情報提供を申し入れたところであります。

海上ボーリング調査につきましては、九州防衛局種子島連絡所が調整を行っていることは承知しておりますが、個別具体までは承知していないところであります。

繰り返しになりますが、国に対しては、地元への丁寧で正確な情報提供を申し入れているところであります。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

まず、原発問題につきましては、マニフェストに書いてある回答しかいただけてないと思います。私は、それにもっと突っ込んで話を聞きたいと思っていました次第です。

それで、一つお聞きしますけれども、まず、専門委員会の見直しについてですが、この専門委員会のメンバーの選任について最大の問題は、三反園前知事が自分一人で人選し、自分だけの判断基準によって決めたという状況にあると思います。これは、現場の方に確認したら、自分一人で決めたと言っていました。私はこれは問題だと思えます。ですから、このことを改めていただいて、関係部局やその他の方々の意見等も踏まえて、きちんと人選していただきたいと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)私自身もあまりそこまでの、誰ということに対して、今現在、考えがあるわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、他の原発立地県等の委員の選任状況等も踏まえながら、その分野での皆さん方の御意見あるいは県庁内の部局の皆さん方のアドバイス等もしっかり踏まえながら、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

○たいら行雄君 それが賢明だと思います。

それで、私自身も、原発に対して批判的な意見を持っていらっしゃる専門家の方を何人か知っておりますので、知事にその方々も含めて提案させていただきたいと思えますが、それについてはいかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)そのような候補者の方で御提案があれば、出していただければと思います。

○たいら行雄君 それでは早速、私も提案させていただきたいと思います。

続いて、馬毛島問題についてお聞きします。

馬毛島につきましては、私は、知事が、地元であるという判断のもとに、これから先、いろいろとお話をされるかどうかというのは非常に重要だと思いたいますが、知事御自身としての、馬毛島は地元であるという御認識についてはいかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)地元の定義がどういうことかですけれども、当然、市町の皆さんというのは地元だと思いますが、県としても、先ほど答弁で申し上げましたように、しっかりと国あるいは地元市町等の御意見もお聞きしながら、考え方を整理して、対応を検討してまいりたいと考えております。

○たいら行雄君 ぜひ地元としての御認識を改めてお持ちいただきますよう要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、私は重要な問題だと考えておりますが、馬毛島について、先ほど述べましたとおり、防衛省がこれまで個別のアプローチを行って、そして今、理事会の中で許可申請が防衛省に出されたという経緯がございます。これは、防衛省による分断工作と言わざるを得ないのではないかと考えております。そして結果として、現在、地元漁協に大きな混乱と対立を招いており、防衛省の責任は非常に重いと考えています。

知事として、これについてどのように思っているか、再度お聞かせいただきたいと思いたいます。

○知事(塩田康一君)防衛省と漁協との細かい詳細なやり取り等については承知しておりませんが、防衛省、国として地元への、不安あるいは懸念等を解消すべく、丁寧な説明をしていただくことが必要だと考えております。

○たいら行雄君 このことは、非常に地元の混乱を今、招いている状況にあります。ですから、知事として混乱をとにかく早く収めていただきたいと思いたっているところです。結論といたしまして、このような経過のもとに出された理事会からの申請もありますが、防衛省はこれから知事に対して許可申請を求めてくると思いたいます。このような経過を踏まえて、今回の許可申請については認めないという判断も含めて、いろいろと考いたいただきたいと思いたいますが、その点についていかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)まだ申請等、出てきておりませんが、申請等が出てきましたら、法令にのっとって適切に処理してまいりたいと思いたいます。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

川内原発の稼働継続や馬毛島への軍事基地建設などについては、本県の将来を決める

極めて重要な問題です。そしてその是非について判断するのは、今この時代を生活している私たち大人ですが、事故や健康被害にさらされるのは、次世代を担う子供たちや孫たちです。その子供たちに、なぜあのときと言われなかったためには、大人である私たちが、想定される負の遺産を決して後世に残さないとの決意を固めることが重要です。

その点において、知事の判断は極めて重要と考えますので、改めて賢明なる御判断を切に要望いたします。

次に、再生可能エネルギーについて伺います。

知事のマニフェストによれば、再生可能エネルギーの導入促進について、エネルギーの自給率向上、非常時のエネルギー確保及び雇用創出による地域活性化の方策として、蓄電池を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を積極的に推進すると同時に、離島において、地産地消型再生可能エネルギーの活用を進めるとされています。

そこで伺います。

蓄電池を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入について、具体的にどのように推進するのか、お答えください。

続いて、再生可能エネルギーの環境問題について伺います。

今、吹上浜沖巨大洋上風力発電の建設計画があるのを知事も御承知だと思います。これは、あの風光明媚で自然豊かな吹上浜沖に百二基もの風車を建設するという計画であり、既に地域の方々から反対の声が上がっています。また、日置市長も、九月九日の市議会一般質問において、「個人的には反対」と答弁されたことも報道されました。

そこで伺います。

このような自然環境や景観、漁業や住民の健康にも影響を及ぼす可能性のある計画は、本県にはふさわしくないと考えますが、知事の御見解をお示してください。

続いて、奄美大島嘉徳海岸の護岸工事について伺います。

奄美大島瀬戸内町の嘉徳海岸は、現在まで人工物のない自然のままの砂浜であり、奄美大島、琉球列島でも珍しい存在です。資料三を御覧ください。

嘉徳浜にはアオウミガメとアカウミガメが産卵のために上陸しているほか、二〇〇二年には、絶滅危惧種のウミガメであるオサガメの産卵が日本で唯一確認されています。現在、奄美諸島の世界自然遺産登録を目指している本県において、まさにこの嘉徳海岸は、貴重な観光資源としての価値があり、現在環境省が推奨するE C O—D D Rを積極的に活用して、他のどこにもないユニークな嘉徳浜の自然環境を各関係者が力を合わせて維持・管理し、将来に受け継いでいくことが求められます。

このような中、県は、二〇一四年にこの地を襲った台風十八号・十九号の波浪による侵食が起こったことから、浜近くの集落に住む住民の安全確保のために、護岸工事を行う計画を進めています。しかし、その後、海岸工学の専門家による調査において、海岸侵食は全く進行していないとの報告も出されており、地元からは護岸工事に反対の声がまだに上がっています。資料四に示すように、砂浜は元に戻ってきています。

そこで伺います。

工事の概要について、工事総額も含めてお答えください。

また、工事の着工時期についても明確にお答えください。

次に、護岸工事による弊害について伺います。

護岸工事を実施することにより、想定外の新たな被害が発生するという事例が全国でも発生していることは、県としても把握されていることと思います。

そこで伺います。

護岸工事を行うことによって、嘉徳海岸でも想定外の新たな被害の発生が懸念される場所ですが、これについての見解をお答えください。

続いて、総合的に判断した上で、県の新たな対応について伺います。

これまで、様々な経緯を経て、現在の護岸工事の実施を決められたことは理解しますが、専門家の調査により、千年前から今の砂丘の上で嘉徳集落の人は暮らしていること、過去数百年、津波のほかによる浸水被害は記録されていないこと、この地から縄文遺跡が出土しており、ここの地盤は縄文時代から安定していることなどが報告されています。

また、現地集落にある三十基ほどの墓石調査の結果、海側に建立されていた古めの墓石には、文久三年—一八二〇年—とあり、二百年前の当時から現在に至るまで、墓石の立つこの地盤は安定していたと考えられます。

このような事実に鑑み、今すぐ急いで工事を行う必要はなく、いま一度立ち止まってこの嘉徳海岸の価値を見直していただき、世界自然遺産の登録後にも手つかずの自然を貴重な観光資源として残していくという方向性を、ぜひ模索していただきたいと考えます。

そこで伺います。

護岸工事の着工時期については先延ばしをしていただき、その間に、自然を保全するための協議や、例えば委員会の設置による検討など、工事の実施について再検討していただきたいと考えますが、見解をお答えください。

以上、二回目の質問とさせていただきます。

○企画部長(藤本徳昭君)再生可能エネルギーについてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーの地産地消につきましては、地域の資源を地域で有効活用することにより、エネルギーの自給率の向上、雇用創出、地域の活性化等につながるものと考えております。

また、太陽光発電などの余剰電力を貯蔵し、いつでも利用できるようにする蓄電池は、その性能向上や低コスト化、普及がさらに進むことにより、エネルギーの地産地消に大きな役割を果たすことが期待されております。

県におきましては、蓄電池等を活用したエネルギーの地産地消に関する理解や意識の向上を図るため、事業者、市町村職員等を対象とした研修会や、県民等への普及啓発を目的としたイベントなどを開催しております。

さらに、今年度からは、市町村等と連携し、蓄電池の活用を含め、公共施設等における地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めることとしております。

次に、洋上風力発電計画についてであります。

洋上風力発電事業につきましては、再エネ海域利用法に基づき、国が洋上風力発電の開発を認める促進区域の指定を行った上で、公募により事業者を選定することとなっております。

促進区域の指定に当たっては、国が都道府県等から情報収集を行った上で、国、県、市町村をはじめ、漁業者などの利害関係者、学識経験者等で構成される協議会における合意形成などを経ることとされております。

県といたしましては、現在計画している事業者に対し、環境アセスメントの手続において、環境影響評価を実施するに当たっては、環境にどのような影響を及ぼすかについて適切に調査、予測、評価を行うこと、地域住民等に対し、積極的に情報公開及び説明を行うことなどの意見を述べたところであります。

今後とも、事業者に対し、地域住民等に十分かつ丁寧な説明を行うよう求めていくとともに、関係市町村と連携し、利害関係者をはじめ地元の意向を踏まえながら、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

○土木部長(兒島優一君) 奄美大島嘉徳海岸の護岸工事についてのうち、工事の概要と着工の時期についてであります。

嘉徳海岸につきましては、平成二十六年十月の台風十八号及び十九号の波浪により、砂丘が約二十メートル侵食され、浜崖が人家や墓地に迫ったことから、波浪等による海岸の侵食を防ぐため、平成二十八年度から海岸侵食対策事業に着手しているところであります。

平成二十九年度に、侵食対策の工法等を検討するため、海岸、水生生物及び環境の専門家等で構成する嘉徳海岸侵食対策検討委員会を設置したところであります。

この検討委員会で示された整備方針に基づき、計画延長五百三十メートルのうち、背後地に住宅及び墓地のある百八十メートルを護岸整備の必要な区間とするとともに、工法につきましては、台風時等に発生する外力へ抵抗する重力式コンクリート護岸に加え、自然環境に配慮するため、護岸前面に盛土工を行い、アダンを植栽することとしております。

工事の総額は三億四千万円を予定しており、工事につきましては、令和元年度からブロック製作に着手しているところでございます。

護岸工事による弊害についてでございます。

検討委員会におきましては、護岸を整備した箇所における砂浜の経年変化を確認したいとの意見があり、奄美大島島内の十九の海岸を対象として、航空写真調査や現地調査を実施したところであります。その調査結果では、事業完了後十数年から数十年が経過しておりますが、砂浜には大きな影響が見られなかったところであり、嘉徳海岸におきましても同様と考えております。

総合的に判断した上で、県の新たな対応を求めることについてであります。

嘉徳海岸は、奄美群島国立公園内に位置し、自然環境に優れた海岸でありますことから、県におきましては、事業計画の策定に当たり、海岸、水生生物及び環境の専門家や地元住民等で構成する検討委員会を開催したところであります。

検討委員会におきましては、できる限り嘉徳海岸の自然環境や景観を残しながら、人命や財産を守る防災対策を講じるという視点に立って、護岸を整備すべき必要最小限の範囲、様々な工法を比較し、安全性が高く、かつ従前の自然環境に極力近づける工法など、十分な検討が行われ、整備方針が取りまとめられたところであります。

この整備方針に基づき実施する嘉徳海岸の工事につきましては、自然環境に十分配慮し、現地に適した工法となっており、県といたしましては、改めて検討を行う考えを持っていないところでございます。

○たいら行雄君 自席から再質問させていただきます。

まず、最初の蓄電池を利用した地産地消型の再生可能エネルギーの導入についてですが、これにつきましては、県として補助したりとか、そういうところ等についてもお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

○企画部長(藤本徳昭君) 県におきましては、再生可能エネルギーの利用を進めるということでごさいます、蓄電池に関する取組についても、エネルギーをシェアするまちづくり事業というの

を去年から実施しているところでございます。

去年は、エネルギーをシェアするまちづくりに関連した県内外の事例を集めたり、考え方の整理をしたところでございます。

今年度は、概略モデルをつくっておりますので、県内の一、二自治体を選定し、その上で検討を行い、来年度の国の補助事業等も活用しながら、事業を進めたいと考えております。

さらに、令和三年度におきましては、離島の市町村等もそうしたモデルの中にも含むことができないかということも含めて、検討してまいりたいと思っております。

○たいら行雄君 この事業につきましては、離島も含めて、非常に大切な事業ではないかなと思います。ぜひ積極的にお進めいただいて、国の補助金も活用しながらということ等もあるかと思いますが、県としても積極的に、また一緒になって補助を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、嘉徳海岸の問題につきまして御質問させていただきます。

嘉徳海岸の問題につきましては、私は、工事そのものの中止とか白紙撤回を求めているわけではありません。今、専門家の意見が分かれています中で、昨年三月に住民訴訟にまで発展しているという状況等をお聞きしています。

ですから、慌てて工事するのではなくて、住民の方々といま一度話し合っていて、両方が納得いく方法を模索していくことが大切ではないかなと考えている次第です。

ですから、これにつきましてはぜひ慎重にお考えいただけないものかとお聞きしておりますが、改めて、知事の御認識についてお聞かせいただけませんか。

○土木部長(兒島優一君)先ほど申しましたとおり、この工法の検討に当たりましては、専門家を交えて検討しているところでございます。

海岸につきましては、海岸法の改正で、従前はもう防護だけというような法の趣旨がございましたけれども、平成十一年の法の改正で、適正な利用の確保、使用の確保と環境の整備と保全というのが法の三つの柱になり、整備するに当たっては十分検討するようになってございます。それに基づき、整備に当たりましては検討委員会を設置したところでございます。訴訟等起こっておりますけれども、それはそれとして、住民が一日でも早く安全な生活ができるようにというのが基本だと思います。

また、近年の気象状況を考えますと、台風も強大化したまま本土に近づいてくるというような状況もございますので、そういうことも踏まえて、防護の必要性は従前と変わっていないと思っておりますので、その辺も踏まえながら、整備していきたいと考えてございます。

○たいら行雄君 私は今回の質問を取り扱わせていただいたのは、この秋にも工事が始まるという状況等をお聞きして、一旦工事が始まれば、もう後に戻れないという状況があるという思いがあって、このような形で意見させていただきました。

台風の件もありますけれども、嘉徳海岸は、先ほども述べましたとおり、長年にわたってあそこで住まれていらっしゃる、つまり安定している状況等がある中で、急ぐことはない、もう少し、もう一步踏みとどまっていたらいい、話し合いをして、そしてよい方向で進めていただきたいと思いますと思っておりますが、改めていかがでしょうか。

○土木部長(兒島優一君)住民の方は、全ての方が賛成しているわけではございません。賛成・

反対の方、いろいろございます。そういう意見も聞いてございます。

ただ、先般来ました台風十号におきましても、非常に心配されており、工事が始まっていないので何とか対策してほしいということで、大型土のうを墓地の前に並べたところでございます。その大型土のうでは十分な効果を発揮できないかもしれませんが、まずは住民の安全・安心を確保した上で検討したいと思っていますので、住民の方々との意見交換は引き続きさせていただきたいと思っています。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

吹上浜沖巨大洋上風力発電や紫尾山系の風力発電、霧島市のメガソーラーなどの建設計画など、本県においては様々な再生可能エネルギー事業が計画されていますが、県民生活に直接影響を及ぼすことから、地元住民から反対の声が大きく上がっています。

このような中、同じく風力発電計画があった山形県鶴岡市では、吉村知事と皆川鶴岡市長が、景観や環境などへの影響を理由に反対を表明し、建設を計画していた業者は九月九日に計画を撤回しています。

本県の状況については先ほど述べましたので繰り返しません、山形県の状況もぜひ参考にいただき、御判断頂きますよう要望いたします。

また、嘉徳海岸の護岸工事の案件につきましては、私も今年八月に現地へ赴き、砂浜が戻った嘉徳浜の美しさを実感いたしました。そして現地住民の方々とも懇談し、このままの状態を残したいと強く思いました。

ちなみに、今月襲来した過去最大クラスの台風十号によっても、これといった被害はなかったとのことでした。このこともぜひとも御考慮頂き、改めて再検討いただくよう強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、新型コロナウイルス感染症について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大について、一昨日にも県内の六例目となるクラスターが発生し、昨日までの感染者数は県全体で三百八十九名、そのうち十二名の方がお亡くなりになっております。

これまで、関係者の方々の御尽力によって、本県においても、直近の報告ではレベル二の状態であるとされた経過もありましたが、これから冬場を迎える状況の下で、インフルエンザの流行期と重なることが懸念されており、これまで以上に感染拡大に対する対策が求められるところです。

一方、経済への影響も、回復傾向ではありますが、宿泊業や飲食業を中心に軒並み深刻な状況は、今なお続いています。

現時点において、感染拡大を防止しつつ、本県経済を元の状態に戻していくことが焦眉の課題と言えます。

そこで伺います。

これまで、本県におけるPCR検査の拡大が遅々として進まない印象があります。安心・安全な検査体制が整備されていないと、社会経済活動も思うように進みません。今後、社会経済活動を推進していくためにも、PCR検査を大幅に拡大していく必要があると考えますが、具体的にどのように拡大していこうと考えていらっしゃるのか、お答えください。

続いて、離島の感染拡大防止のための水際対策について伺います。

本県における離島での感染状況については、九月二十三日時点で、与論町五十五件、奄美市二件、和泊町及び屋久島町でそれぞれ一件となっています。

これまで、医療体制の脆弱な離島においては、特に力を入れて感染拡大防止に努めてこられたものと思いますが、去る八月十九日に屋久島町で陽性者が確認されたことについて、私はショックを受けました。

この屋久島町のケースは、首都圏から飛行機を乗り継いで屋久島に帰島された方でしたが、空港での検温による水際対策をことごとく擦り抜けてこられたことから、屋久島に限らず、空港を有する県内全ての離島が同じ状況にあると考えます。

そこで伺います。

これまで行ってきた水際対策では不十分であると思われることから、見直す必要があると考えますが、見解をお示してください。

続いて、高過ぎる国民健康保険税の引下げについて伺います。

まず、国保税が払えない世帯への保険証の発行について伺います。

去る九月一日の地元紙に、「二〇一九年に、国民健康保険証がないなどの理由で受診が遅れ、死亡した事例が一件あった」との記事が掲載されました。この病院の報告によれば、患者は七十代男性。独り住まいで月約五万円の年金で暮らしており、国保税が払えず無保険であった。一か月ほど前から症状があったが、金銭的な不安から受診をちゅうちょしていたが、自宅に訪問した娘さんが症状に気づき、受診されたが、その半年後に他界されたとのことでした。もし保険証が手元にあったならば、もっと早く受診できたはずであり、救えた、あるいは余生を長らえられた命ではなかったかと考えると、残念でなりません。さらに、二〇一五年から一八年の過去三年間に同様の事例が七件あったことも、同時に報告されました。

本県における国保税の滞納世帯数は、二〇一九年に二万六千八十三世帯と、前年より約三千八百世帯減少してはいるものの、依然として多くの世帯が払えずにいます。そのうち、受診時に十割負担となる資格証明書の発行件数は二千五百十三世帯で、このほかにも無保険世帯があり、この方々の健康状態が非常に気になるところです。したがって、国保税の滞納世帯においても、人道的立場から、基本として加入者全員に保険証を発行していただきたいと考えます。

そこで伺います。

国保税の滞納分については、話し合って分割払いで対応するなど、被保険者との丁寧な話し合いを行っていただき、保険証の交付と滞納への対応とは切り離していただきたいと考えますが、見解をお答えください。

次に、国保税の国庫負担の引上げについて伺います。

平成三十年度からスタートした国保の都道府県単位化によって、毎年国保税が引き上げられていますが、国は、急激な国保税の引上げを避けるために、現在は、激変緩和措置を講じ、一定割合—単年度四・六四%—以下に抑えられています。しかし、この措置も県単位化が始まって六年間に限られています。今後さらに重過ぎる国保税負担が問題となるのは必至です。

こうした状況を避けるためには、全国知事会が求めている、一兆円の国庫負担増の実施や、以前の国庫負担二分の一に戻すなどの政策を実現することが急務であると考えます。

そこで伺います。

県として、重い国保税負担を軽減するために、国の負担率を引き上げるよう求めるべきと考えますが、見解をお答えください。

続いて、高い国保税の要因と改善について伺います。

高い国保税の要因となっているのは、国保独自の所得割、平等割、均等割の制度そのものにあることは明らかであり、このままでは国保制度そのものが崩壊してしまう危機に直面していると考えます。

そこで伺います。

高い国保税の要因となっている所得割、平等割、均等割の制度そのものの見直しについて、国に要望する考えはないか、見解をお示してください。

特に、均等割については、家族が増えると国保税が高くなる仕組みとなっており、市町村においては、例えば鹿屋市のように、三人目の子供については市独自で国保税を軽減する措置を行っているところもあると聞きます。

このように、市町村独自で国保税の軽減措置を行っている市町村に対して、県として支援を行う考えはあるのか。見解をお示してください。

最後に、県内の災害対策について伺います。

今年七月の豪雨や過去最大クラスと言われた八月の台風十号の襲来によって、県内の広い範囲で家屋や農地への多くの被害が発生しました。改めて、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、特に七月の豪雨災害については、北薩地方や大隅地方において、河川の氾濫や堤防の決壊による床下・床上浸水や田畑の水没、内水氾濫による広範な地域の浸水など、各地に大きな被害をもたらしました。

近年、地球温暖化も相まって、毎年のように県内の広い範囲に被害をもたらしています。したがって、県行政におかれましては、県民の生命と財産を守る立場から、これまで以上に災害対策に努めていただきたいと思っています。

そこで伺います。

河川の氾濫を防ぐための有効な手だての一つとして、寄洲除去があります。この寄洲除去の予算について、県は、令和二年度は前年の約一・八倍の十六億円を確保されましたが、河川の寄洲除去は遅々として進んでいない印象を受けます。

そこで、現時点における寄洲除去の進捗状況と今年度予算の執行状況についてお答えください。

次に、河川の氾濫や決壊の防止対策について伺います。

七月豪雨において、私も現地に赴き調査を行ったところ、鹿屋市の肝属川やいちき串木野市の三反田川、薩摩川内市の隈之城川などについては、川の支流の合流地点周辺や、農地への水の供給を行うための井堰が設けられている地点などで決壊が生じていました。

そこで伺います。

県管理河川における氾濫や決壊を防ぐための具体的な対策についてお示してください。

続いて、県内の内水氾濫の防止対策について伺います。

これまで、内水氾濫を防ぐために排水ポンプや移動式ポンプ車などが設置してある河川も見受けますが、このような対策を講じている串良川においても、七月豪雨においては内水氾濫が発生しています。

そこで伺います。

下水道事業における、県内の内水氾濫を防ぐための具体的な対策についてお示しくだ

さい。

続いて、七月豪雨被害に対する、いわゆるなりわい再建補助金制度の利用について伺います。

国の制度で、なりわい再建補助金制度が新設されましたが、この制度は、県が復興事業計画を策定し、その計画に基づき、中小企業者等が行う施設復旧等の費用の一部を国と県が支援するものとなっています。

そこで伺います。

確実に、被害を受けた中小企業者等が補助を受けられるよう、必ず県で計画を策定していただくとともに、計画の策定を急いでいただきたいと考えますが、見解をお示してください。

以上、三回目の質問を終わります。

○くらし保健福祉部長(地頭所 恵君)新型コロナウイルス感染症に関して、まず、PCR検査の大幅な拡大についてでございます。

PCR検査体制については、本年二月、最初に県環境保健センターにおいて検査体制を整備した際には、一日当たり三十人の検査が可能でしたが、その後、民間検査機関等との協議・調整により、検査体制の整備に努め、五月末には、七検査機関等において、一日当たり百二十七人の検査が可能となったところです。

さらに、六月補正及び八月補正で予算を増額し、全ての整備が完了すれば、合計で二十六検査機関等において、一日当たり四百四十四人の検査が可能となる見込みです。

このように、PCR検査体制については順次拡大を図ってきており、これまでは検査需要に対応できていますが、クラスター発生などにより検査需要が増加する可能性があることから、引き続き検査体制の拡充を進めることとしています。

次に、水際対策の一層の取組についてでございます。

県では、管理する港湾・空港において検温を実施し、体温が高い乗客に対しては、感染拡大防止の徹底をお願いするチラシを配布して注意喚起を行うとともに、後日、市町村が体温や体調についての追跡調査を行っています。

また、これまでの非接触型体温計から、多くの人を一度に測定できるサーモグラフィーによる検温に切り替え、体制を強化したところです。

県としては、手洗いや人と人との距離の確保、せきエチケットなど、新しい生活様式の周知・徹底を図りながら、引き続き、離島の感染拡大防止に向けた水際対策に取り組んでまいります。

国保税に関して、まず、国保税が払えない世帯への被保険者証の発行についてでございます。

国民健康保険は、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害、病気等の特別な事情があると認められる場合などを除き、国保税を滞納している被保険者に対し、短期被保険者証または被保険者資格証明書を交付しているところです。

市町村においては、短期被保険者証等の交付手続を通じて納付相談等の機会を増やし、国保税の収納に結びつけるとともに、滞納理由に応じて支援策等の紹介を行っているところです。

県としては、短期被保険者証や被保険者資格証明書の制度について、毎年度市町村に対して研修を行うなど、制度の趣旨を踏まえた適切な運用が図られるよう努めているところです。

次に、国庫負担の引上げについてでございます。

国は、国民健康保険の財政運営を県単位に変更する国保改革と合わせて、平成三十年度か

ら財政支援を約三千四百億円拡充したところです。

また、令和二年度においては、自治体における予防・健康づくりを強力に推進するため、保険者の努力に応じて交付金が交付される保険者努力支援制度を抜本的に強化し、新たに五百億円を措置したところです。

県としては、高齢者や低所得者が多くを占める国保の構造的な課題や、医療技術の高度化等による医療費の増加要因等により、国保の財政運営は引き続き厳しい状況が見込まれますことから、国民健康保険の財政基盤の確立が図られ、安定的な財政運営が行えるよう、国保に対する財政支援の充実・強化について、県開発促進協議会等を通じ、国に要望しているところです。

国保税の制度見直し等についてでございます。

国民健康保険制度は、被保険者の負担能力に応じた応能割と、受益に対する応益割で構成される保険税の拠出などにより成り立っており、税率等は、市町村ごとの所得水準や財政事情、医療費の状況などを基に各市町村がそれぞれ条例で定めているものと認識しております。

なお、所得の低い被保険者に対しては、所得に応じた軽減措置が、また、災害などの特別事情により保険税負担が困難な被保険者に対しては、減免・徴収猶予制度が設けられています。

子供に係る均等割保険料の軽減措置については、国と地方の協議の場において議論が継続されているところであり、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すよう、全国知事会において要望しているところです。

○土木部長(兒島優一君) 県内の災害対策についてのうち、寄洲除去の進捗と予算の執行状況についてであります。

寄洲除去につきましては、氾濫を未然に防止する重要な対策であることから、河川を点検し、河川断面が著しく阻害され、治水上、緊急性の高い箇所から順次実施しているところであります。

今年度予算におきましては、新たに創設された緊急浚渫推進事業債を活用し、昨年度より七億円増額した十六億円を計上して、約百九十か所の寄洲を除去することとしており、八月末までに約百四十か所の工事を発注し、このうち、約九十か所の土砂の除去が完了したところであります。

河川の寄洲除去につきましては、引き続き、寄洲の堆積状況等を確認し、治水上、緊急性の高い箇所から対応してまいります。

河川の氾濫や決壊の防止対策についてであります。

県管理河川につきましては、近年発生した著しい住宅浸水被害の解消を第一に河川改修を行うこととしております。

令和二年度におきましては、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策などを踏まえ、交付金等を活用し、万之瀬川や新川など三十七河川において、河道の拡幅や護岸の整備、支障となる橋梁や堰の改築などを実施し、流下能力の向上を図ることとしております。

また、その他の河川も含め、必要に応じて、県単河川等防災事業により寄洲除去などの対策に努めることとしております。

今後も引き続き、浸水被害の解消に向けて整備推進に努めてまいります。

県内の内水氾濫による浸水被害の防止についてであります。

本県におきましては、都市部に降った雨が河川等に排水できずに発生する氾濫、いわゆる内水氾濫による浸水被害を軽減するため、市町村の下水道事業において浸水対策を行っております。

今年度は、鹿児島市、鹿屋市、指宿市、南さつま市において、雨水を市街地から排除する水路やポンプ場の整備が進められているほか、鹿児島市におきましては、個人住宅への雨水貯留施設の設置助成も行われているところであります。

県といたしましては、今後とも、浸水対策等勉強会の開催など、事業を進めている市町村への情報提供や助言等に努めるとともに、市町村や関係機関と連携を図りながら、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○商工労働水産部長(五田嘉博君) 七月豪雨被害に対する、なりわい再建補助金制度の利用についてであります。

令和二年七月豪雨による商工業関係の被害については、店舗や工場などの床上浸水による機器破損など、七市町から百四十五件、約三億三千万円の報告があったところです。

この豪雨に係る被害については、被災者の生業の再建のため、国において、中小企業施設等災害復旧費補助金、いわゆる、なりわい再建補助金制度が創設されました。

この補助金は、中小企業者等の施設及び設備の復旧等の費用を対象としておりまして、現在、その被害状況等について調査を行っております。

今後、調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定するなど必要な手続を速やかに進めてまいります。

○たいら行雄君 時間もありませんので、自席からまとめて報告いたします。

それぞれ御答弁頂きました。

国民健康保険証がないことによって受診が遅れ、死亡に至るケースが現実に行っている事実を、県として深刻に受け止めていただき、人道的立場から、改めて保険証の発行を検討していただくよう切に要望いたしておきます。

さて、先月、私ども共産党県委員会は、七月豪雨の被災者への義援金をお渡しするため、被害の大きかった県内九市町村を訪問しました。その際の懇談の中で、御対応頂いた首長などから、県に対して、直接現場を見に来てほしい、あるいは、もっと迅速な対応を願いたいとの不満と要望が数多く寄せられました。これが市町村の本音だと思います。

塩田知事のマニフェストには、県内市町村との連携を強化し、信頼関係を築き、協力して地域課題の解決を目指すとあります。まさしく、県と市町村の連携なくして、県民の安全・安心はなしだと思えます。ぜひ各市町村の声を県民の声として受け止めていただき、県民のために市町村との連携強化を積極的に図っていただくことを切にお願い申し上げます。

ありがとうございました。